

地域医療構想調整会議について

1 地域医療構想調整会議の設置

- 都道府県は、構想区域ごとに、地域医療構想調整会議を設け、関係者との連携を図りつつ、将来の必要病床数を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うものとされている（医療法第30条の14）。
- 地域医療構想策定ガイドラインでは、構想の策定段階から、地域の医療関係者等の意見を反映するため、策定後を見据えて調整会議を設置することが適当であるとされており、本県においても、3つの構想区域ごとに調整会議を設置したところである。

2 構想の策定段階における調整会議

- 構想の策定段階においては、策定後を見据え、構想区域全体の将来の医療需要の推計値と、そこから算出される将来の必要病床数（医療提供体制）を確認する。

特に、慢性期機能の医療需要推計に当たって、入院受療率の地域差を一定縮小させるよう目標を設定することとなっており、その目標をどう設定するか検討する必要がある。

3 構想の策定後における調整会議

- 地域医療構想は策定して終わりではなく、構想が実現できるよう、2025年まで継続して、関係者が自主的な取組みを行うとともに、地域医療構想調整会議において、毎年度の病床機能報告制度の報告内容と構想における必要病床数とを比較して、どの機能の病床が不足しているか等を検討するとともに、機能分化・連携について議論していくこととなる。